

掛川市条例第33号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による手数料）</p> <p>第20条 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条第3項の規定に基づく鳥獣飼養登録票の発行又は同条第5項の規定に基づく有効期間の更新に係る手数料の額は、1件につき3,400円とする。</p> <p style="text-align: center;">（<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>による手数料）</p> <p>第23条 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第20条第4項の規定に基づく鳥獣飼養登録票の再交付に係る手数料の額は、1件につき3,400円とする。</p>	<p style="text-align: center;">（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による手数料）</p> <p>第20条 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条第3項の規定に基づく鳥獣飼養登録票の発行又は同条第5項の規定に基づく有効期間の更新に係る手数料の額は、1件につき3,400円とする。</p> <p style="text-align: center;">（<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>による手数料）</p> <p>第23条 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第20条第4項の規定に基づく鳥獣飼養登録票の再交付に係る手数料の額は、1件につき3,400円とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。